

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第1編 総則</p> <p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26)警戒宣言発令時には、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人材・資機材の確認を行う。</p> <p>〔県警察〕</p> <p>(1)災害時又は警戒宣言発令時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9)災害時又は警戒宣言発令時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>2 市町村</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>〔東海農政局〕</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>〔名古屋食糧事務所〕</p> <p>(1)食料の調達・供給体制を整備する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>4</p> <p>5</p> <p>6</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26)東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>〔県警察〕</p> <p>(1)災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9)災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>2 市町村</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21)東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>〔東海農政局〕</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9)応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</p> <p>(10)～(12) (略)</p>	<p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p> <p>名古屋食糧事務所の廃止</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>〔名古屋地方気象台〕</p> <p>(1)津波予報、地震・津波情報の伝達。 (2)判定会招集連絡報の連絡及び大規模地震関連情報の通報。 (3)強化地域の地震・地殻活動に関する情報(観測情報・解説情報)の通報。 (4)津波予報等の情報を報道機関の協力を求めて公衆に周知するように努める。 (5)地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表。 (6)地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力。</p>	8	<p>〔名古屋地方気象台〕</p> <p>(1)地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。 (2)次の地震及び津波に関する情報を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 ・津波予報、地震・津波情報 ・東海地震に関連する情報(東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報) (3)地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力。</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>4 自衛隊</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)判定会招集に伴う措置 ア～エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	9	<p>4 自衛隊</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)東海地震注意情報の発表に伴う措置 ア～エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>5 指定公共機関</p> <p>〔日本郵政公社〕</p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は中央共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物の料金及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を行う。 (3)為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。 (4)郵便振替による義援金の送金料金の免除の取扱いを実施する。 (5)～(9) (略)</p>	10	<p>5 指定公共機関</p> <p>〔日本郵政公社〕</p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を行う。 (3)郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。 (4)被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除を行う。 (5)～(9) (略)</p>	一部修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>〔日本赤十字社〕</p> <p>(1) <u>警戒宣言の発令に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 義援金の受付と配分を行う。 <u>なお、配分については地方公共団体の組織する配分委員会に送付する。</u></p>	1 1	<p>〔日本赤十字社〕</p> <p>(1) <u>東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 義援金の受付と配分を行う。 <u>なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</u></p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正
<p>〔水資源開発公団〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	1 2	<p>〔独立行政法人水資源機構〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	組織改編
<p>〔東邦ガス株式会社〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>判定会が招集された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p>	1 2	<p>〔東邦ガス株式会社〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>〔中部電力株式会社・関西電力株式会社・電源開発株式会社〕</p> <p>(1) <u>電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	1 3	<p>〔中部電力株式会社・関西電力株式会社・電源開発株式会社〕</p> <p>(1) <u>電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正
<p>6 指定地方公共機関 〔各ガス事業会社〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>警戒宣言が発せられた場合には、非常体制に入る。</u></p> <p>(3) (略)</p>	1 3	<p>6 指定地方公共機関 〔各ガス事業会社〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u></p> <p>(3) (略)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正
<p>第3節 県民等の基本的責務 第1 県民の責務 (略)また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害弱者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	1 4	<p>第3節 県民等の基本的責務 第1 県民の責務 (略)また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	用語の修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第2編 災害予防</p> <p>第3章 地盤災害の予防</p> <p>第2節 対策</p> <p>4 土砂災害の防止</p> <p>(4) 土石流危険渓流 (略)</p> <p>県内には、このような土石流の発生するおそれのある土石流危険渓流が 3,633 渓流（うち、人家が 5 戸以上ある渓流（人家 5 戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共的施設のある場合を含む）が 1,555 渓流）ある（平成 15 年 4 月 1 日現在）。</p> <p>5 地盤沈下の防止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地盤沈下防止対策等の実施</p> <p>工業用水法により名古屋市の一部地域及び尾張西部 21 市町村が指定地域となっているので、指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、<u>愛知県公害防止条例</u>に基づき、尾張 34 市町村の区域を対象に地下水の揚水の規制指導を行う。（以下略）</p> <p>（危険箇所等の定義）中 <u>災害弱者関連施設</u></p>	<p>3 4</p> <p>3 4</p> <p>3 5</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第3章 地盤災害の予防</p> <p>第2節 対策</p> <p>4 土砂災害の防止</p> <p>(4) 土石流危険渓流 (略)</p> <p>県内には、このような土石流の発生するおそれのある土石流危険渓流が 3,633 渓流（うち、人家が 5 戸以上ある渓流（人家 5 戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共的施設のある場合を含む）が 1,555 渓流）ある（平成 15 年 4 月 1 日現在）。</p> <p>5 地盤沈下の防止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地盤沈下防止対策等の実施</p> <p>工業用水法により名古屋市の一部地域及び尾張西部 21 市町村が指定地域となっているので、指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、<u>県民の生活環境の保全等に関する条例</u>に基づき、尾張 34 市町村の区域を対象に地下水の揚水の規制指導を行う。（以下略）</p> <p>（危険箇所等の定義）中 <u>災害時要援護者関連施設</u></p>	<p>用語の修正</p> <p>条例制定</p> <p>用語の修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第4章 公共施設の安全確保 第3節 交通安全施設等 1 基本方針 災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、<u>指定が予定されている緊急交通路に対し、信号機等の交通安全施設の増強、整備に努める。</u></p> <p>2 対策 (1)～(4) (略) (5) 交通規制用資機材 緊急交通路の確保等の際に使用する<u>看板、交通規制標識、トラ柵機</u>の増強、整備を図る。</p> <p>第11節 通信施設 2 対策 (1) 電気通信 ア 西日本電信電話株式会社 (ア)～(カ) (略) (キ)災害用伝言ダイヤルの活用 災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、全国約50か所に配置された災害用伝言ダイヤルセンタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また各種災害が発生した場合には電話の輻輳が予測される時に、災害用伝言サービスを提供する。 なお、東海地震に関する対策としては、判定会招集時より提供を開始する。 (ク)被災時に情報が氾濫した場合に正確な情報を把握するための情報の共有化ツール <u>避難所、自治体、ボランティア等を結ぶ「被災地ネットワーク」システムの開発</u> ・<u>あらかじめ又は臨機に避難所(学校、公民館)、自治体、市役所、警察、消防、病院等を結んだコンピュータネットワークの開発</u></p>	<p>4 3</p> <p>4 3</p> <p>5 4</p>	<p>第4章 公共施設の安全確保 第3節 交通安全施設等 1 基本方針 災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、<u>交通安全施設等の増強、整備に努める。</u></p> <p>2 対策 (1)～(4) (略) (5) 交通規制用資機材 緊急交通路の確保等の際に使用する<u>交通規制表示板等必要な資機材</u>の増強、整備を図る。</p> <p>第11節 通信施設 2 対策 (1) 電気通信 ア 西日本電信電話株式会社 (ア)～(カ) (略) (キ)災害用伝言ダイヤルの活用 災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、全国約50か所に配置された災害用伝言ダイヤルセンタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また各種災害が発生した場合には電話の輻輳が予測される時に、災害用伝言サービスを提供する。 なお、東海地震に関する対策としては、<u>警戒宣言前の段階から必要に応じ速やかに提供を開始する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>一部修正</p> <p>一部修正</p> <p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p> <p>開発終了</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第7章 産業廃棄物の処理対策 第2節 対策 「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」及び「<u>愛知県公害防止条例</u>」に基づく事業所等に対する立入検査及び各種報告を基に、次の指導を行う。</p>	66	<p>第7章 産業廃棄物の処理対策 第2節 対策 「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」及び「<u>県民の生活環境の保全等に関する条例</u>」に基づく事業所等に対する立入検査及び各種報告を基に、次の指導を行う。</p>	条例制定
<p>第10章 災害弱者の安全対策 第1節 基本方針 近年の急速な高齢化や国際化、さらには県民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力の弱い者（以下「<u>災害弱者</u>」という。）への特別な配慮、支援が重要であり、県、市町村及び災害弱者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「<u>施設等管理者</u>」という。）は、地震災害から<u>災害弱者</u>を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p>	71	<p>第10章 災害時要援護者の安全対策 第1節 基本方針 近年の急速な高齢化や国際化、さらには県民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力の弱い者（以下「<u>災害時要援護者</u>」という。）への特別な配慮、支援が重要であり、県、市町村及び<u>災害時要援護者</u>が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「<u>施設等管理者</u>」という。）は、地震災害から<u>災害時要援護者</u>を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p>	用語の修正
<p>第2節 対策 1 社会福祉施設等における対策 (1)～(3) (略) (4) 防災教育・防災訓練の実施 市町村及び施設等管理者は、<u>災害弱者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害弱者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	71	<p>第2節 対策 1 社会福祉施設等における対策 (1)～(3) (略) (4) 防災教育・防災訓練の実施 市町村及び施設等管理者は、<u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害時要援護者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	用語の修正
<p>2 在宅者対策 (1) <u>災害弱者</u>等の状況把握 (略) (2) 緊急警報システム等の整備 市町村は、<u>災害弱者</u>の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	71	<p>2 在宅者対策 (1) <u>災害時要援護者</u>等の状況把握 (略) (2) 緊急警報システム等の整備 市町村は、<u>災害時要援護者</u>の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	用語の修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>(3) 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害弱者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施 市町村は、災害弱者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害弱者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>3 外国人等に対する防災対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域全体で災害弱者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>7 2</p> <p>7 2</p>	<p>(3) 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施 市町村は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>3 外国人等に対する防災対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p>
<p>7</p> <p>第13章 避難対策</p> <p>第2節 対策</p> <p>2 避難所の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所における必要面積の確保 市町村は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害弱者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>8 0</p>	<p>第13章 避難対策</p> <p>第2節 対策</p> <p>2 避難所の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所における必要面積の確保 市町村は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害時要援護者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>用語の修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第15章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練では、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p>(略)</p> <p>東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急計画の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、<u>判定会招集に基づく非常配備員の参集訓練、警戒宣言発令に伴う情報の伝達・広報の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練</u>などを実施する。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 防災のための意識啓発</p> <p>(1) 県は、地震発生時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、起震車を市町村・消防本部に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 東海地域の地震・地殻情報、判定会招集連絡報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>8 6</p> <p>8 7</p>	<p>第15章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練では、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p>(略)</p> <p>東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急計画の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、<u>警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震観測情報の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練</u>などを実施する。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 防災のための意識啓発</p> <p>(1) 県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、起震車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>エ (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>工 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p><u>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、3日分程度の飲料水、食料その他の生活必需品の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>88</p> <p>89</p>	<p>オ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>カ～シ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p><u>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>一部修正</p>
<p>3 防災のための教育</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県職員に対する地震防災教育</p> <p>県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 東海地域の地震・地殻情報、判定会招集連絡報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 地震が発生した場合及び警戒宣言が発令された場合に、とるべき行動に関する知識</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>90</p>	<p>3 防災のための教育</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県職員に対する地震防災教育</p> <p>県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 東海地震の予知に関する知識</p> <p>ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合に、とるべき行動に関する知識</p> <p>ク～ケ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の見直し及び準備行動の実施に伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第3編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義 東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。</p> <p>[地震発生後は、第4編災害応急対策に定めるところにより対処する。]</p> <p>なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、第2編災害予防において定める。</p> <p>第3節 地震防災対策強化地域 大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第3条第1項に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定された地域は、次の58市町村である。 (昭和54年8月7日には新城市1市が強化地域に指定されたが、平成14年4月24日に58市町村に拡大して指定された。) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、常滑市、</p>	<p>97</p> <p>98</p>	<p>第3編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義 東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。</p> <p>[地震発生後は、第4編災害応急対策に定めるところにより対処する。]</p> <p>なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、第2編災害予防において定める。</p> <p>第3節 地震防災対策強化地域 大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第3条第1項に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定された地域は、次の57市町村である。 (昭和54年8月7日：新城市指定、平成14年4月24日：58市町村に指定拡大、平成15年8月20日：田原市市制施行(旧田原町・赤羽根町)57市町村) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、常滑市、</p>	<p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p> <p>田原市の市制施行に伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、<u>田原町、赤羽根町、渥美町</u></p>	<p>98</p>	<p>新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、<u>田原市(旧田原町・赤羽根町)</u>、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</p>	

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第2章 地震災害警戒本部等の設置及び要員の参集 第1節 基本方針</p> <p>東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発令された場合、県及び強化地域の市町村は地震災害警戒本部を、また、強化地域外の市町村及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。</p> <p>なお、気象庁が地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)の招集を発表した場合は、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。</p> <p>[東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ] 図</p>	99	<p>第2章 地震災害警戒本部等の設置及び要員の参集 第1節 基本方針</p> <p>東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合、県及び強化地域の市町村は地震災害警戒本部を、また、強化地域外の市町村及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。</p> <p>また、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合は、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。</p> <p>[東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ] 図</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第2節 対策</p> <p>第1 県地震災害警戒本部</p> <p>1 県地震災害警戒本部の設置、廃止 (略)</p> <p>なお、<u>判定会招集連絡報を受けた場合、又は判定会招集の報道に接した場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより、県地震災害警戒本部準備室を設置する。</u></p> <p>3 県の地震防災応急対策要員の参集</p> <p>知事は、次のとおり県職員に参集を命ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示の時期：<u>判定会招集連絡報を受けた時、判定会招集の報道に接した時、又は警戒宣言が発令された時</u> ・態勢：地震警戒非常配備 <p>第2 市町村地震災害警戒本部等</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、強化地域の市町村長は市町村地震災害警戒本部(以下、「市町村警戒本部」という。)を、強化地域外の市町村長は災害対策本部を、それぞれ市町村地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p>第3 その他の防災関係機関の地震災害警戒組織</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとして、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。</p>	<p>99</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>第2節 対策</p> <p>第1 県地震災害警戒本部</p> <p>1 県地震災害警戒本部の設置、廃止 (略)</p> <p>なお、<u>東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより、県地震災害警戒本部開設準備室を設置する。</u></p> <p>3 県の地震防災応急対策要員の参集</p> <p>知事は、次のとおり県職員に参集を命ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示の時期：<u>東海地震注意情報が発表された時、又は警戒宣言が発せられた時</u> ・態勢：地震警戒非常配備 <p>第2 市町村地震災害警戒本部等</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、強化地域の市町村長は市町村地震災害警戒本部(以下、「市町村警戒本部」という。)を、強化地域外の市町村長は災害対策本部を、それぞれ市町村地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p>なお、<u>気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、強化地域の市町村長は、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。</u></p> <p>第3 その他の防災関係機関の地震災害警戒組織</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとして、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。</p> <p>なお、<u>気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。</u></p>	<p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報及び判定会招集連絡報の内容、地震・地殻活動に関する情報その他これらに関連する情報、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。</p> <p>また、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。</p>	101	<p>第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。</p> <p>また、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考																					
<p>第2節 対策 第1 警戒宣言等の伝達等 1 伝達系統 (1) 地震・地殻活動に関する情報、判定会招集連絡報、大規模地震関連情報 (系統図)中 予警報一斉伝達装置</p> <p>—————> 関係省庁</p> <p>[地震・地殻活動に関する情報] 東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い下表のような「東海地域の地震・地殻活動に関する情報」を発表する。 なお、この情報は、観測データの変化やその評価等を伝える情報であり、判定会招集連絡報や警戒宣言発令と同様の防災対応を求めるものではない。</p> <table border="1" data-bbox="199 826 916 1345"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解説情報</td> <td>気象庁として、プレート境界の前兆的滑り等の東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断した現象及び長期的な視点等から評価・解析した地震・地殻活動に関する解説。</td> <td>平常時の体制とする。</td> </tr> <tr> <td>観測情報</td> <td>判定会招集には至っていないが、気象庁として観測データの推移を見守らなければその原因等の評価が行えない現象が発生した場合にその事実を発表する。 この情報は、その原因等の評価が行えるまで、続報の発表日時を明らかにした上で、継続して情報を発表する。なお、原因等の評価が行えた場合、観測データの変化が収まり定常状態に戻ったと判断した場合には、その時点でその旨を解説情報として発表して終了する。</td> <td>続報を逃さない連絡体制をとる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 東海地域の地震・地殻活動に関する情報の発表は、原則として 昼間(土、日、祝日を含む)。</p>	種類	内容等	防災対応	解説情報	気象庁として、プレート境界の前兆的滑り等の東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断した現象及び長期的な視点等から評価・解析した地震・地殻活動に関する解説。	平常時の体制とする。	観測情報	判定会招集には至っていないが、気象庁として観測データの推移を見守らなければその原因等の評価が行えない現象が発生した場合にその事実を発表する。 この情報は、その原因等の評価が行えるまで、続報の発表日時を明らかにした上で、継続して情報を発表する。なお、原因等の評価が行えた場合、観測データの変化が収まり定常状態に戻ったと判断した場合には、その時点でその旨を解説情報として発表して終了する。	続報を逃さない連絡体制をとる。	<p>101</p> <p>101</p>	<p>第2節 対策 第1 警戒宣言等の伝達等 1 伝達系統 (1)東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報) (系統図)中 防災情報提供装置</p> <p>—————> 内閣府 —————> 関係省庁</p> <p>東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1111 699 1827 1377"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。</td> <td>・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。</td> <td>・準備行動の実施 ・県民への広報</td> </tr> <tr> <td>東海地震観測情報</td> <td>東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。 なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。</td> <td>・情報収集連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	・準備行動の実施 ・県民への広報	東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。 なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。	・情報収集連絡体制	<p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p> <p>一部修正</p> <p>一部修正</p> <p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p>
種類	内容等	防災対応																						
解説情報	気象庁として、プレート境界の前兆的滑り等の東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断した現象及び長期的な視点等から評価・解析した地震・地殻活動に関する解説。	平常時の体制とする。																						
観測情報	判定会招集には至っていないが、気象庁として観測データの推移を見守らなければその原因等の評価が行えない現象が発生した場合にその事実を発表する。 この情報は、その原因等の評価が行えるまで、続報の発表日時を明らかにした上で、継続して情報を発表する。なお、原因等の評価が行えた場合、観測データの変化が収まり定常状態に戻ったと判断した場合には、その時点でその旨を解説情報として発表して終了する。	続報を逃さない連絡体制をとる。																						
種類	内容等	防災対応																						
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策																						
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	・準備行動の実施 ・県民への広報																						
東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。 なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。	・情報収集連絡体制																						

修正前	ページ	修正後	備考
<p><u>〔判定会招集連絡報〕</u> 判定会招集連絡報は、気象庁が強化地域に係る大規模地震発生のおそれの有無について検討に入ったことを伝えるものであり、判定会招集が決定した事実及びその時刻が発表される。</p> <p><u>〔大規模地震関連情報〕</u> 判定会が招集されるに至った理由や観測成果、「地震予知情報」の内容(地震の発生時期、規模、津波の予想等)、その後の観測成果を発表する。</p> <p>(2) 警戒宣言 (系統図)中 内閣総理大臣 _____</p> <p>第2 警戒宣言発令時等の広報 1 広報内容 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。 <u>地震予知情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想</u></p> <p>~ (略) <u>混乱防止のための対応措置</u> _ (略)</p> <p>2 広報手段等 広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線・有線放送、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。 なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</p>	<p>102</p> <p>103</p> <p>105</p>	<p>(2) 警戒宣言 (系統図)中 内閣総理大臣 _____ 内閣府 _____</p> <p>第2 警戒宣言発令時等の広報 1 広報内容 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。 <u>東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想</u> <u>東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ</u> <u>東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報</u> ~ (略) (削除) _ (略)</p> <p>2 広報手段等 広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線・有線放送、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。 なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、多言語、簡単な日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</p>	<p>一部修正</p> <p>東海地震に関連する情報の見直し及び準備行動の実施に伴う修正</p> <p>一部修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>4 報道機関との応援協力関係 知事は、警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会名古屋放送局については「災害時における放送要請に関する協定」により、また民間放送各社については「災害時の放送に関する協定」により、県庁と放送局を結ぶ無線ホットライン等を通じて警戒宣言の内容、県民がとるべき措置等の放送を依頼するものとする。 なお、判定会が招集された場合においても、必要に応じて報道機関に対して広報に関する協力を求めるものとする。</p>	105	<p>4 報道機関との応援協力関係 知事は、警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会名古屋放送局については「災害時における放送要請に関する協定」により、また民間放送各社については「災害時の放送に関する協定」により、県庁と放送局を結ぶ無線ホットライン等を通じて警戒宣言の内容、県民がとるべき措置等の放送を依頼するものとする。 なお、<u>東海地震注意情報が発表された</u>場合においても、必要に応じて報道機関に対して広報に関する協力を求めるものとする。</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>第3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 2 報告事項・時期 (様式1)中 <u>地震予知情報の伝達</u></p> <p>(様式2)中 <u>地震予知情報の伝達、避難勧告・指示</u></p>	107	<p>第3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 2 報告事項・時期 (様式1)中 <u>東海地震予知情報の伝達</u></p> <p>(様式2)中 <u>東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示</u></p>	用語の修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>強化地域内外の市町村、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。</p> <p>なお、判定会が招集された場合には、これらの準備的な対応を実施する。</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</p> <p>1 主要食糧の確保</p> <p>(1) 米穀</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、県は名古屋食糧事務所と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。(以下略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(資料)</p> <p>・名古屋食糧事務所……………(附属資料第6-1)</p> <p>2 医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>愛知県血液センターは、警戒宣言が発せられた旨の情報に接したときは、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p> <p>県は、警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、社団法人プレバブ建築協会及び社団法人愛知県建設業協会に対し、建設、修理等の協力要請を行う。</p>	<p>109</p> <p>109</p> <p>109</p> <p>110</p>	<p>第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>強化地域内外の市町村、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。</p> <p>なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</p> <p>1 主要食糧の確保</p> <p>(1) 米穀</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局(食糧部)と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。(以下略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(資料)</p> <p>・東海農政局……………(附属資料第6-1)</p> <p>2 医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>愛知県赤十字血液センターは、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p> <p>県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、社団法人プレバブ建築協会及び社団法人愛知県建設業協会に対し、建設、修理等の協力要請を行う。</p>	<p>東海地震に関連する情報の見直し及び準備行動の実施に伴う修正</p> <p>名古屋食糧事務所の廃止</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</p> <p>1 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(1) 市町村及び県は、<u>判定会が招集された場合又は警戒宣言が発せられた場合、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材・人員の確保等の準備を行うものとする。</u></p> <p>(2) 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、<u>交通規制標識又は交通規制用広報看板を必要箇所に設置するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>	110	<p>第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</p> <p>1 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(1) 市町村及び県は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、<u>交通規制標示板等を必要箇所に設置するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直し及び準備行動の実施に伴う修正
<p>2 給水確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者は、<u>警戒宣言が発せられた場合、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するものとする。</u></p> <p>また、水道事業者及び水道用水供給事業者は、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 県工業用水道事業者は、<u>警戒宣言が発せられた場合、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努める。</u></p> <p>(3) 県は、<u>警戒宣言が発せられた場合、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱(案)」により広域応援体制を整える。</u></p>	110	<p>2 給水確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。</u></p> <p>また、<u>警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。</u></p> <p>(2) 県工業用水道事業者は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努める。</u></p> <p>(3) 県は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱(案)」により広域応援体制を整える。</u></p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正
<p>3 下水道確保用の資機材・人員の配備</p> <p>各下水道管理者は、<u>警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	111	<p>3 下水道確保用の資機材・人員の配備</p> <p>各下水道管理者は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとる。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>4 電力供給確保用の資機材・人員の配備 中部電力株式会社は、<u>判定会招集連絡報の伝達を受けた場合</u>、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略)</p>	111	<p>4 電力供給確保用の資機材・人員の配備 中部電力株式会社は、<u>東海地震注意情報が発表された場合</u>、社内に警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>5 都市ガス供給用の資機材・人材の配備 東邦ガス株式会社及びその他のガス事業会社は、<u>判定会招集連絡報の伝達を受けた場合</u>、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略)</p>	111	<p>5 都市ガス供給用の資機材・人員の配備 東邦ガス株式会社及びその他のガス事業会社は、<u>東海地震注意情報が発表された場合</u>、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>6 通信確保用の資機材・人員の配備 (1) 県は、<u>判定会招集連絡報を受けた場合又は判定会招集の報道に接した場合において</u>、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ県庁及び地方機関に配備している防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。 (2) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海は、<u>判定会招集連絡報を受けた場合</u>、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p>	111	<p>6 通信確保用の資機材・人員の配備 (1) 県は、<u>東海地震注意情報が発表された場合において</u>、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ県庁及び地方機関に配備している防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。 (2) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海は、<u>東海地震注意情報を受けた場合</u>、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>7 浸水対策用の資機材・人員の配備 県は、市町村が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し応援するため、これらの資機材を整備するものとする。 また、県及び市町村は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、<u>警戒宣言発令時の非常配備</u>の体制を整えるものとする。</p>	111	<p>7 浸水対策用の資機材・人員の配備 県は、市町村が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し応援するため、これらの資機材を整備するものとする。 また、県及び市町村は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、<u>非常配備</u>などの体制を整えるものとする。</p>	警戒宣言前からの準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>10 医療救護用の資機材・人材の配備</p> <p>(1) 市町村は、警戒宣言が発令された場合、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。</p> <p>(2) 県は、市町村からの応援要請に対応するため、警戒宣言が発令された場合には、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。</p> <p>(3) 日本赤十字社愛知県支部は、警戒宣言発令時には、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。</p> <p>(4) 国立病院及び国立療養所は、地震発生後の緊急事態発生に備え、警戒宣言が発令された場合には、医療救護班等の準備体制をとる。</p>	1 1 2	<p>10 医療救護用の資機材・人員の配備</p> <p>(1) 市町村は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。</p> <p>(2) 県は、市町村からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。</p> <p>(3) 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。</p> <p>(4) 国立病院及び国立療養所は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第5章 発災に備えた直前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>警戒宣言が発令された場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。</p> <p>なお、判定会が招集された場合、これらの準備的な対応を実施する。</p> <p>第2節 避難等対策</p> <p>第1 市町村が行う避難対策</p> <p>(1) 市町村は、東海地震によるがけ崩れ、津波により大被害が予想される地域の範囲を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難勧告・指示等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等災害弱者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。</p> <p>(5) 避難対象地区内の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地等で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>1 1 3</p> <p>1 1 3</p>	<p>第5章 発災に備えた直前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。</p> <p>なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。</p> <p>第2節 避難等対策</p> <p>第1 市町村が行う避難対策</p> <p>(1) 市町村は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示等の対象となるべき津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難勧告・指示等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難地、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。</p> <p>(5) 避難対象地区内の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地及び津波の被害が想定される半島部で、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>東海地震に関連する情報の見直し及び準備行動の実施に伴う修正</p> <p>一部修正</p> <p>用語の修正</p> <p>一部修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>(6) 市町村は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市町村が管理する施設については、収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	113	<p>(6) 市町村は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市町村が管理する施設については、収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、外国人に対する情報伝達においては、<u>多言語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。</u></p>	一部修正
<p>(7) 市町村は、<u>外国人、出張者及び旅行者等</u>について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、<u>滞留旅客の避難対策</u>については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。</p>		<p>(7) 市町村は、<u>出張者及び旅行者等</u>について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、<u>帰宅困難者、滞留旅客の避難対策</u>については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。</p>	一部修正
<p>第4 海上における避難対策</p> <p>(1) 名古屋海上保安部は、<u>警戒宣言が発せられた場合</u>、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達システムにより、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。</p> <p>(2) 名古屋海上保安部は、<u>警戒宣言が発せられた場合</u>、遊泳者等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	114	<p>第4 海上における避難対策</p> <p>(1) 名古屋海上保安部は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から</u>、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達システムにより、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。</p> <p>(2) 名古屋海上保安部は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から</u>、遊泳者等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正
<p>第5 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) 児童生徒等の安全を確保するため、<u>警戒宣言発令時において、原則として、強化地域内外において次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>ア 児童生徒等が在学中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。</p> <p>イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。</p> <p>ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。</p> <p>(2) (略)</p>	115	<p>第5 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) 児童生徒等の安全を確保するため、<u>強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>ア 児童生徒等が在学中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。</p> <p>イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。</p> <p>ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。</p> <p>(2) (略)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>(3) <u>警戒宣言発令時における公共交通機関の運行中止、交通規制などにより、児童生徒等の保護が困難になることが予測される場合は地域の実情に応じて、判定会招集時からの具体的な対応方法を定めておくものとする。</u></p> <p>(4) <u>警戒宣言が発せられた場合等の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第3節 消防、浸水等対策 第1 市町村が行う対策 市町村は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市町村地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として<u>推進するものとする。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>第2 県が行う対策 県は、<u>警戒宣言が発せられた場合、次の消防、浸水等対策を行う。</u></p> <p>(1) <u>報道機関の協力を得て、住民に対し、火気使用の自粛、消火の準備等、火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第3 その他の管理者が行う対策 愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、<u>警戒宣言が発せられた場合、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢設置などの必要な対策を講ずる。</u></p>	<p>115</p> <p>115</p> <p>116</p> <p>116</p>	<p>(削除)</p> <p>(3) <u>東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第3節 消防、浸水等対策 第1 市町村が行う対策 市町村は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市町村地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として<u>推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。</u></p> <p><u>また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>第2 県が行う対策 県は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、次の消防、浸水等対策を行う。</u></p> <p>(1) <u>警戒宣言が発せられた場合は、報道機関の協力を得て、住民に対し、火気使用の自粛、消火の準備等、火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第3 その他の管理者が行う対策 愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。</u></p>	<p></p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第4節 警備対策 第1 県警察 県警察は、警戒宣言が発せられた場合における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、強化地域内外で次の警備活動を重点として推進する。</p> <p>(1) 警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2)～(13) (略)</p>	116	<p>第4節 警備対策 第1 県警察 県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、強化地域内外で次の警備活動を重点として推進する。</p> <p>(1) 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進を行う。 (2)～(13) (略)</p>	一部修正
<p>第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第2 電気 中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 電力施設の予防措置 地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。(以下略) (2)～(3) (略)</p>	117	<p>第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第2 電気 中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 電力施設の予防措置 東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。(以下略) (2)～(3) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>第3 ガス 1 都市ガス 東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。 また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>(1) 供給の継続 警戒宣言が発せられた場合においても、<u>使用に支障を来たさない範囲で各工場からの供給に減圧措置を実施しつつ、ガスの供給を継続する。</u></p> <p>(2) (略) (3) 避難等の要請 判定会が招集された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、判定会が招集された旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。 (4)～(5) (略)</p>	118	<p>第3 ガス 1 都市ガス 東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。 また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>(1) 供給の継続 警戒宣言が発せられた場合においても、<u>ガスの供給を継続する。</u></p> <p>(2) (略) (3) 帰宅等の要請 東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、<u>注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。</u> (4)～(5) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第4 通信</p> <p>西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルの提供(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p><u>判定会が招集された場合、直ちに災害伝言用ダイヤルを提供する。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第6節 生活必需品の確保</p> <p><u>警戒宣言が発令された場合、避難対象地区以外の住民は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとし、各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時からこれについての周知徹底に努める。</u></p> <p>国及び県・市町村は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。</p> <p>また、強化地域外の生活必需品を扱うスーパーマーケット及び小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内であっても生活必需品等を販売する<u>小規模小売店の営業の要請に努めるものとする。</u></p> <p>なお、各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料を始めとする物資は原則として供給されず、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p>118</p> <p>119</p>	<p>第4 通信</p> <p>西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルの提供(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p><u>警戒宣言前の段階から必要に応じ速やかに災害伝言用ダイヤルを提供する。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第6節 生活必需品の確保</p> <p>国及び県・市町村は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。</p> <p>また、強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内であっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。</p> <p><u>各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</u></p> <p>なお、<u>県、市町村は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。</u></p>	<p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p> <p>一部修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第8節 郵政事業対策 第1 強化地域内の郵便局の措置 (1) 警戒宣言が発せられた時点から、郵便局における業務の取扱を停止する。 なお、為替貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の<u>払戻金払渡し</u>の窓口取扱いを行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	1 2 1	<p>第8節 郵政事業対策 第1 強化地域内の郵便局の措置 (1) 警戒宣言が発せられた時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。 なお、郵便貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の<u>払戻金の払渡し</u>の窓口取扱いを行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 警戒宣言が発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を局前に掲示する</p> <p>(4) (略)</p>	一部修正
<p>第9節 交通対策 第1 道路 1 運転者のとるべき措置の周知 県、県公安委員会及び道路管理者は、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられた場合、次により行動する。 ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。 イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(2) 避難のために車両を使用しないこと。ただし、山間地等で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難として市町村が指定した避難対象地区の居住者等については、車両による避難ができるものとする。</p>	1 2 2	<p>第9節 交通対策 第1 道路 1 運転者のとるべき措置の周知 県、県公安委員会及び道路管理者は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。</p> <p>(2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第2 鉄道</p> <p>1 中部運輸局 中部運輸局は、鉄道について、警戒宣言が発せられた場合、次のとおり指導する。 (1) 強化地域内へ進入する予定の列車は、進入を制限する。 (2) (略)</p> <p>2 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社 判定会招集時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。 (1) 判定会招集時 ア 列車の運転規制 a 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制による旅客への影響を少なくするため、次によりあらかじめ列車の運転規制手配を行うものとする。 (a) 判定会招集報を受領したときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として抑止等の手配を行う。 (b) 判定会招集を受領したときは、強化地域内を旅行目的地としない旅客を主として輸送する列車(新幹線のぞみ号・ひかり号、特別急行列車)については、原則として強化地域への入込みを規制する。 なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。</p>	<p>1 2 5</p> <p>1 2 5</p> <p>1 2 5</p>	<p>第2 鉄道 警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。</p> <p>1 中部運輸局 中部運輸局は、鉄道について、警戒宣言が発せられた場合、次のとおり指導する。 (1) 強化地域内へ進入する予定の列車は、進入を禁止する。 (2) (略)</p> <p>2 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 列車の運転取扱 a 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 b 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</p>	<p>新規</p> <p>一部修正</p> <p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>b 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>イ 旅客への案内等 判定会招集が報道された場合、旅客等に対して警戒宣言が発せられたときは、列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等を促すようにするものとする。 <u>なお、強化地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。</u></p> <p>(2) 警戒宣言発令時 ア 列車の運転規制 a 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配は、次による。 (a) <u>強化地域内への列車の入込みは、原則として規制する。</u> (b) <u>当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。</u> (c) <u>周辺地域(強化地域外地震影響圏)での列車の運転は、あらかじめ定められた規制速度により行う。</u> b 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運行を再開するものとする。</p> <p>イ 旅客の待機、救護等 a 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させることとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておくものとする。</p>	1 2 6	<p>イ 旅客への案内等 <u>東海地震注意情報が発表されたときには旅客等に対し、情報を伝達し、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。</u></p> <p>(2) 警戒宣言発令時 ア 列車の運転取扱 a 警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。 (新幹線) (a) <u>想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。</u> (b) <u>想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。</u> (c) <u>想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。</u> この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。 (在来線) (a) <u>強化地域への進入を禁止する。</u> (b) <u>強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。</u> (c) <u>強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</u></p> <p>イ 旅客への対応 a 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。 b 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等の必要な措置をとる。</p>	

修正前	ページ	修正後	備考
<p>3 名古屋鉄道株式会社</p> <p>(1) 判定会招集報の受領時及び報道時</p> <p>ア 警戒宣言発令時には列車の運転を中止する旨を、旅客に知らせる。</p> <p>イ 早く帰宅するよう旅客にPRする。</p> <p>ウ 地震が発生すると地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。</p> <p>エ ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、警察官等の増備を依頼する。</p> <p>オ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時</p> <p>ア 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、予め定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。</p> <p>イ 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、予め定めた駅での折り返し運転を行う。</p>	1 2 6	<p>3 名古屋鉄道株式会社</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>ア 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。</p> <p>(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。</p> <p>イ 旅客への対応</p> <p>ア 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。</p> <p>(イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。</p> <p>(ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。</p> <p>(イ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>ア 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。</p> <p>(イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、予め定めた駅での折り返し運転を行う。</p> <p>イ 旅客への対応</p> <p>ア 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。</p> <p>(イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>4 近畿日本鉄道株式会社</p> <p>(1) 列車の運行</p> <p>(ア) <u>判定会招集報</u>を受領したときは、平常どおり運行する。 ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。</p> <p>(イ) <u>強化地域内を運転中の列車は、警戒宣言が発令された場合、原則として最寄の駅で運転を中止するものとする。</u></p> <p>(ウ) 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開するものとする。</p> <p>(2) 旅客への案内</p> <p>(ア) <u>判定会招集</u>を確認した場合、旅客等に対し、警戒宣言が発せられたときは列車の運転を中止する旨を説明し、旅行の中止等を勧めるものとする。</p> <p>(イ) 警戒宣言が発令された場合、構内及び列車内の旅客に対して、公共の避難場所への避難を勧告するものとする。</p>	127	<p>4 近畿日本鉄道株式会社</p> <p>(1) 列車の運行</p> <p>(ア) <u>東海地震注意情報</u>を受領したときは、平常どおり運行する。 ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。</p> <p>(イ) <u>強化地域内を運転中の列車は、警戒宣言が発せられた場合、原則として最寄の駅で運転を中止するものとする。</u></p> <p>(ウ) 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開するものとする。</p> <p>(2) 旅客への案内</p> <p>(ア) <u>東海地震注意情報</u>を確認した場合、旅客等に対し、警戒宣言が発せられたときは列車の運転を中止する旨を説明し、旅行の中止等を勧めるものとする。</p> <p>(イ) 警戒宣言が発せられた場合、構内及び列車内の旅客に対して、公共の避難場所への避難を勧告するものとする。</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>5 名古屋市営地下鉄</p> <p>(1) <u>判定会招集報受領時</u></p> <p>ア 運行に関する措置 平常通り運行する。 なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。</p> <p>イ 利用者への案内及び広報 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時</u></p> <p>ア 運行に関する措置 すべての列車は、最寄りの駅に停車し、運行を中止する。</p> <p>イ 利用者への案内及び広報 (ア)～(イ) (略)</p>	<p>127</p>	<p>5 名古屋市営地下鉄</p> <p>(1) <u>東海地震注意情報発表時</u></p> <p>ア 運行に関する措置 平常通り運行する。 なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。</p> <p>イ 利用者への案内及び広報 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時</u></p> <p>ア 運行に関する措置 すべての列車は、最寄りの駅に停車し、運行を中止する。</p> <p>イ 利用者への案内及び広報 (ア)～(イ) (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
	128	<p>6 愛知環状鉄道株式会社</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>(ア) 東海地震注意情報が発表された段階では、原則として運転を継続する。</p> <p>(イ) 状況に応じ、輸送力の増強を図る。</p> <p>イ 旅客への対応</p> <p>(ア) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。</p> <p>(イ) 警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を伝え、旅行等の中止を呼び掛ける。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>(ア) 強化地域内の列車は、指定駅で停車し、以後運転を中止する。</p> <p>(イ) 強化地域外の列車は、強化地域内への進入を禁止し、運転は状況に応じて行うものとする。</p> <p>イ 旅客への対応</p> <p>(ア) 警戒宣言が発せられたこと及び列車の運行状況について、駅・車内放送や掲示板により案内する。</p> <p>(イ) 駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を、放送、掲示及び案内図の配布により案内する。</p>	新規

修正前	ページ	修正後	備考
	128	<p>7 豊橋鉄道株式会社</p> <p><u>(1) 東海地震注意情報発表時</u></p> <p>ア 列車（運行車）の運行</p> <p><u>(ア) 平常通り運行する。</u></p> <p>イ 旅客への対応</p> <p><u>(イ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。</u></p> <p><u>(1) 警戒宣言が発せられた場合には列車（運行車）の運転を中止する旨を伝え、旅行等の中止や速やかな帰宅を呼び掛ける。</u></p> <p><u>(2) 警戒宣言発令時</u></p> <p>ア 列車（運行車）の運行</p> <p><u>運転中の列車（運行車）は、指定された避難留置駅（停留場）で停車し、以後の運転は休止する。</u></p> <p>イ 旅客への対応</p> <p><u>(イ) 警戒宣言が発せられたこと及び全列車（運行車）の運転中止について、駅（停留場）または車内での案内放送、警戒板の掲出等により、旅客に案内する。</u></p> <p><u>(1) 駅（停留場）及び列車（運行車）内の旅客に対する避難誘導措置を行う。</u></p>	新規

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第3 バス 路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>判定会招集時又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>判定会が招集された場合、警戒宣言発令時には車両の運行を中止することを予告する。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	129	<p>第3 バス 路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>第4 海上交通 1 名古屋海上保安部 名古屋海上保安部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するための<u>応急対策として</u>、次の措置をとるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	129	<p>第4 海上交通 1 名古屋海上保安部 名古屋海上保安部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、<u>次の措置をとるものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	一部修正
	130	<p>第10節 病院、診療所 <u>病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。</u></p> <p><u>なお、強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。</u></p>	新規
	130	<p>第11節 百貨店等 <u>警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。</u></p>	新規

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第10節 緊急輸送 第4 緊急輸送用の車両の確保 (1) 県、市町村及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、<u>緊急輸送用の車両の確保</u>を図るものとする。 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。 (2)～(3) (略)</p> <p>第5 緊急輸送車両の事前申請及び確認 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の<u>事前申請</u>を行うこととする。 (以下略)</p>	131	<p>第12節 緊急輸送 第4 緊急輸送車両等の確保 (1) 県、市町村及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、<u>緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保</u>を図るものとする。 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。 (2)～(3) (略)</p> <p>第5 緊急輸送車両の事前届出及び確認 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の<u>事前届出</u>を行うこととする。 (以下略)</p>	一部修正
<p>第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策 警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、<u>その発生抑制や帰宅支援の方策を検討し、対策を講じるものとする。</u> 第4編第20章に定めるところに準じるが、警戒宣言が発令された場合、交通機関が運行停止等の措置をとる対象路線地域の範囲は事前に想定されることから、次のとおり、これを踏まえた対策を講じるものとする。 (1) (略) (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、判定会招集時から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。</p>	132	<p>第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、<u>市町村は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。</u> 市町村以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。 (1) (略) (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。</p>	一部修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第6章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>県は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。</p> <p>なお、判定会招集連絡報を受けた場合又は判定会招集の報道に接した場合、これらの対策の準備的な対応を実施する。</p>	133	<p>第6章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>県は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。</p> <p>なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。</p>	東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正
<p>第2節 対策</p> <p>第1 道路</p> <p>予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所崩落、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊等が想定される。</p> <p>このため、県は、警戒宣言が発せられた場合は、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 道路情報板、道路パトロールカーを活用して、警戒宣言、地震予知情報、運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>(2) 道路パトロールカーにより巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	133	<p>第2節 対策</p> <p>第1 道路</p> <p>予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所崩落、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊等が想定される。</p> <p>このため、県は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 道路情報板、道路パトロールカー等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震観測情報が発表された場合においても、道路表示板により、その内容を伝達するものとする。</p> <p>(2) 道路パトロールカー等により巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。</p> <p>(3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正
<p>第2 河川及び海岸</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、警戒宣言が発せられた場合は、(1)に定めた対応を行うものとする。</p> <p>堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。</p>	133	<p>第2 河川及び海岸</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、東海地震注意情報が発表された段階から(1)に定めた対応を行うものとする。</p> <p>堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第3 港湾・漁港</p> <p>1 港湾・漁港施設</p> <p>港湾・漁港施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多く、地震の直接被害の他、津波による二次災害が想定されるので、<u>警戒宣言が発せられた場合には、所管する港湾・漁港において次の措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) 必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工事中の箇所がある場合は、工事の中断等の措置をとる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	134	<p>第3 港湾・漁港</p> <p>1 港湾・漁港施設</p> <p>港湾・漁港施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多く、地震の直接被害の他、津波による二次災害が想定されるので、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、所管する港湾・漁港において次の措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) 必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工事中の箇所がある場合は、<u>必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置をとる。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正
<p>2 貯木場</p> <p>港湾施設の貯木場については、木材の流出により航路・泊地等港湾施設の機能障害を来す恐れがあるので、<u>警戒宣言が発せられた場合は、所管する貯木場について次の措置をとる。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難の指示等、施設利用者の安全を確保する。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	134	<p>2 貯木場</p> <p>港湾施設の貯木場については、木材の流出により航路・泊地等港湾施設の機能障害を来すおそれがあるので、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、所管する貯木場について次の措置をとる。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>場内の民間事業所の従業員の帰宅開始を促すなど、施設利用者の安全を確保する。</u></p> <p>(4)～(5)</p>	警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設 強化地域内外において県が管理する庁舎、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 観測情報等が発表された場合 強化地域内外の庁舎、施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、観測情報等の伝達に努める。</p> <p>イ 判定会が招集された場合 <u>強化地域内の庁舎、施設においては、判定会が招集された旨及び警戒宣言が発令された場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、的確、簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。</u> <u>また、強化地域外の庁舎、施設においては、判定会が招集された旨及び、施設の特性に応じて警戒宣言が発令された場合には強化地域内では交通機関が運行停止等の措置をとる旨についても、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、的確、簡潔に伝達する。</u></p> <p>ウ 警戒宣言が発令された場合 <u>庁舎への来訪者、施設利用者に対して、警戒宣言が発令された旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。</u></p> <p>(2) その他の措置 強化地域内外の庁舎、施設において、警戒宣言が発令された場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、判定会が招集された場合、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。 ア～オ (略)</p>	134	<p>第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設 強化地域内外において県が管理する庁舎、<u>県民が利用する施設</u>、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア <u>東海地震観測情報</u>が発表された場合 庁舎、<u>県民が利用する施設</u>においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、<u>東海地震観測情報</u>の伝達に努める。</p> <p>イ <u>東海地震注意情報</u>が発表された場合 <u>(庁舎)</u> <u>庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。</u> <u>(県民が利用する施設)</u> <u>施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。</u></p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた場合（<u>東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む</u>） <u>(庁舎)</u> <u>来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。</u> <u>(県民が利用する施設)</u> <u>施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。</u></p> <p>(2) その他の措置 強化地域内外の庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、<u>東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。</u> ア～オ (略)</p>	東海地震に関連する情報の見直し及び準備行動の実施に伴う修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>2 学校 強化地域内外の県立高等学校及び盲・聾・養護学校においては、本編第5章第2節に定めるところによる。 なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。 また、<u>県立大学及び強化地域内外の看護専門学校、高等技術専門学校、障害者職業能力開発校</u>においては、<u>県立高等学校等の例に準じるものとする。</u></p> <p>3 病院 強化地域内外の県立病院においては、<u>警戒宣言が発令された場合、診療に関して次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 外来患者の診療は、救急の患者を除き原則として中止する。</u> <u>(2) 入院患者のうち退院可能な患者及び帰宅を希望する患者については、医師の判断により退院・帰宅させる。</u></p>	<p>1 3 5</p> <p>1 3 5</p>	<p>2 学校 強化地域内外の県立高等学校及び盲・聾・養護学校においては、本編第5章第2節に定めるところによる。 なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。 また、<u>県立大学及び強化地域内外の看護専門学校、高等技術専門学校、障害者職業能力開発校、消防学校、農業大学校</u>においては、<u>県立高等学校等の例に準じるものとする。</u></p> <p>3 病院 強化地域内外の県立病院においては、本編第5章第10節に定めるところによるが、<u>診療等に関して次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u> <u>ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。</u> <u>イ 診療は継続する。</u> <u>ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。</u> <u>(2) 警戒宣言が発せられた場合</u> <u>ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。</u> <u>イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。</u></p>	<p>一部修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施及び警戒宣言時の対応の見直しに伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>4 社会福祉施設 強化地域内外の社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格を十分に考慮し、各施設において警戒宣言発令時の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。</p> <p>第6 工事中の建築物等に対する措置 強化地域内外において、工事中の建築物その他工作物又は施設については、警戒宣言が発せられた場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。</p>	<p>136</p> <p>136</p>	<p>4 社会福祉施設 強化地域内外の社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び<u>個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合</u>の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。</p> <p>第6 工事中の建築物等に対する措置 強化地域内外において、工事中の建築物その他工作物又は施設については、<u>東海地震注意情報が発表された場合</u>、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。</p>	<p>一部修正</p> <p>警戒宣言前の準備行動の実施に伴う修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第8章 県民のとりべき措置</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、県民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 家庭においてとりべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとること。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>自主防災組織は配置につくこと。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>2 職場においてとりべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとること。</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p>	<p>139</p> <p>139</p> <p>140</p>	<p>第8章 県民のとりべき措置</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、県民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>また、東海地震観測情報及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。</u></p> <p>第2節 対策</p> <p>1 家庭においてとりべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市町村の指示に従い、指定された避難地へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておくものとする。</u></p> <p><u>なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>2 職場においてとりべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の見直しに伴う修正</p> <p>一部修正</p> <p>一部修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第4編 災害応急対策</p> <p>第3章 津波予報、地震情報等の伝達</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 情報等の種類・内容等</p> <p>(2)津波予報区 第1図</p> <p>2 津波予報、地震情報等の伝達 (伝達系統図)中</p> <div data-bbox="264 911 546 959" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">防災関係機関</div> <p>(東海旅客鉄道(株)・中部電力(株)・名古屋港管理組合 近畿日本鉄道(株)名古屋営業局・東邦瓦斯(株))</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、<u>予警報一斉伝達装置</u>による。</p>	<p>153</p> <p>154</p> <p>154</p>	<p>第4編 災害応急対策</p> <p>第3章 津波予報、地震情報等の伝達</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 情報等の種類・内容等</p> <p>(2)津波予報区 第1図 〔愛知県が属する津波予報区の関係市町村〕</p> <p><u>愛知県外海</u> <u>豊橋市、田原市、渥美町</u></p> <p><u>伊勢・三河湾</u> <u>名古屋市、豊橋市、半田市、碧南市、刈谷市</u> <u>西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市</u> <u>高浜市、田原市、飛島村、弥富町、東浦町、</u> <u>南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、</u> <u>幡豆町、御津町、渥美町</u></p> <p><u>海岸線を有しないが河川遡上の可能性のある市町村</u> <u>豊川市、蟹江町、十四山村、小坂井町</u></p> <p>2 津波予報、地震情報等の伝達 (伝達系統図)中</p> <div data-bbox="1149 911 1431 959" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">防災関係機関</div> <p>(東海旅客鉄道(株)・中部電力(株)・名古屋港管理組合 近畿日本鉄道(株)鉄道事業本部名古屋輸送統括部・東邦瓦斯(株))</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、<u>防災情報提供装置又は予警報一斉伝達装置</u>による。</p>	<p>新規</p> <p>組織改編</p> <p>一部修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第4章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第2節 対策</p> <p>4 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>伝達要領</p> <p>5 鉄道施設被害</p> <div data-bbox="224 424 712 533" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>近畿日本鉄道株式会社 (名古屋営業局運輸部運行課) TEL (0593) 54 - 7021</p> </div> <p>7 電力施設被害</p> <div data-bbox="224 587 627 695" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>関西電力株式会社東海支社 (支社長室総務・広報グループ) TEL (052) 931 - 1521</p> </div> <p>5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (伝達系統図)中</p> <div data-bbox="224 810 492 903" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>中部運輸局 総務部総務課</p> </div> <p>第9章 避難・救出</p> <p>第1節 避難計画</p> <p>3 対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難の誘導等 (略)</p> <p>また、災害弱者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第2節 救出計画</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>また、救出にあたっては、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害弱者を優先する。</p>	<p>172</p> <p>173</p> <p>180</p> <p>199</p> <p>200</p>	<p>第4章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第2節 対策</p> <p>4 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>伝達要領</p> <p>5 鉄道施設被害</p> <div data-bbox="1137 424 1715 533" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 (名古屋輸送統括部運転車両部運転課) TEL (0593) 54 - 7011</p> </div> <p>7 電力施設被害</p> <div data-bbox="1137 587 1541 695" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>関西電力株式会社東海支社 (総務・広報グループ) TEL (052) 931 - 1521</p> </div> <p>5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (伝達系統図)中</p> <div data-bbox="1137 810 1527 903" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>中部運輸局 交通環境部情報・防災課</p> </div> <p>第9章 避難・救出</p> <p>第1節 避難計画</p> <p>3 対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難の誘導等 (略)</p> <p>また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第2節 救出計画</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>また、救出にあたっては、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者を優先する。</p>	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第11章 津波応急対策 第2節 対策 2 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 (1)～(2) (略) (3) 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域堤外などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、災害弱者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p> <p>第13章 救援 第3節 食糧の供給 2 対策 (1)～(2) (略) (3) 米穀 ア (略) イ 主食の応急用供給 主食(米穀等)の応急用供給は、<u>名古屋食糧事務所</u>と緊密な連絡を図り、「応急用米穀取扱要領」及び「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により実施する。</p> <p><供給品目：米穀(精米)> (炊出し用として米穀(精米)を確保する手順図)中 <u>名古屋食糧事務所長</u></p> <p>なお、市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>名古屋食糧事務所の最寄りの支所長</u>に要請を行うことができる。 ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>205</p> <p>215</p> <p>215</p>	<p>第11章 津波応急対策 第2節 対策 2 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 (1)～(2) (略) (3) 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域堤外などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、<u>災害時要援護者対策</u>に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p> <p>第13章 救援 第3節 食糧の供給 2 対策 (1)～(2) (略) (3) 米穀 ア (略) イ 主食の応急用供給 主食(米穀等)の応急用供給は、<u>東海農政局</u>と緊密な連絡を図り、「応急用米穀取扱要領」及び「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により実施する。</p> <p><供給品目：米穀(精米)> (炊出し用として米穀(精米)を確保する手順図)中 <u>東海農政局食糧部長</u></p> <p>なお、市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>東海農政局</u>に要請を行うことができる。 ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>用語の修正</p> <p>名古屋食糧事務所の廃止</p>

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第5節 避難所の開設 3 避難所の運営</p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所内に災害弱者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	217	<p>第5節 避難所の開設 3 避難所の運営</p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所内に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	用語の修正
<p>第15章 防疫・保健衛生 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(1) 防疫</p> <p>ア 県として実施すべき事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 防疫指示</p> <p>a 生活環境に対する措置</p> <p>県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市町村に対し行う。</p> <p>(a) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示</p> <p>(b) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示</p> <p>(c) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒に関する指示</p> <p>(d) 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示</p>	220	<p>第15章 防疫・保健衛生 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(1) 防疫</p> <p>ア 県として実施すべき事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 防疫措置</p> <p>a 生活環境に対する措置</p> <p>県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市町村に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。</p> <p>(a) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒</p> <p>(b) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除</p> <p>(c) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒</p> <p>(削除)</p>	一部修正

修正前	ページ	修正後	備考
<p>第22章 緊急輸送手段の確保 第3節 対策 2 緊急通行車両の事前申請及び確認 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等においては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察本部）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急通行車両の事前申請を行うこととする。</p> <p>第5編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 対策 1 義援金品の受付、配分 県は、各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。 また、日赤県支部においては、義援金の受付を行い、寄託された義援金は、<u>速やかに地方公共団体の組織する配分委員会に送付する。</u> そのほか、報道機関、各種団体等も災害の状況により一定期間を定めて受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。なお、日赤県支部は、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p>	<p>238</p> <p>276</p>	<p>第22章 緊急輸送手段の確保 第3節 対策 2 緊急通行車両の事前届出及び確認 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等においては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察本部）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。</p> <p>第5編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 対策 1 義援金品の受付、配分 県は、各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。 また、日赤県支部においては、義援金の受付を行い、寄託された義援金は、<u>地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。</u> そのほか、報道機関、各種団体等も災害の状況により一定期間を定めて受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。なお、日赤県支部は、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>施行期日 この計画のうち、警戒宣言前の情報及び当該情報を踏まえた防災対応に関する事項については、平成16年1月5日から適用するものとし、それまでは従前の計画による。</p>	<p>一部修正</p> <p>一部修正</p>

以上の他、計画中の字句を下記のとおり修正する。

修正前	ページ	修正後	備考
<u>災害弱者</u> <u>愛知県公害防止条例</u> <u>北設楽郡稲武町</u>		<u>災害時要援護者</u> <u>県民の生活環境の保全等に関する条例</u> <u>東加茂郡稲武町</u>	文言の修正